

証券コード 6063

2026年3月11日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

東京都文京区小石川一丁目21番14号

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

代表取締役社長 山 本 秀 樹

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第23回定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

《当社ウェブサイト》

<https://emergency.co.jp/ir/stock/stockholdersmeeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）欄に「日本エマージェンシーアシスタンス」またはコード欄に「6063」を入力・検索し、「基本情報」⇒「縦覧書類／PR情報」を順に選択して「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

《東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

また、総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目21番14号 NRK小石川ビル  
当社本社 1階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。また、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から下記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいたします。

##### ①事業報告に記載された事項のうち以下の事項

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 株式の状況
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針

- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
  - ②連結計算書類
    - ・ 連結貸借対照表
    - ・ 連結損益計算書
    - ・ 連結株主資本等変動計算書
    - ・ 連結注記表
  - ③計算書類
    - ・ 貸借対照表
    - ・ 損益計算書
    - ・ 株主資本等変動計算書
    - ・ 個別注記表
  - ④監査報告
    - ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
    - ・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告
    - ・ 監査等委員会の監査報告
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (3) インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。



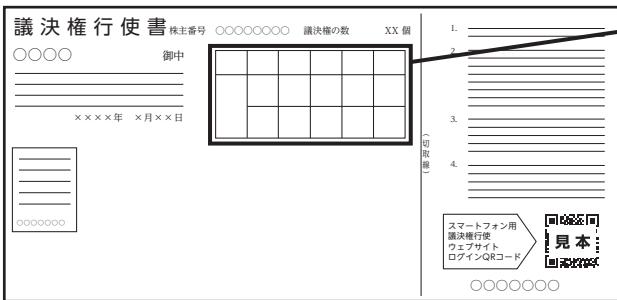
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2026年3月26日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月25日（水曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月25日（水曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

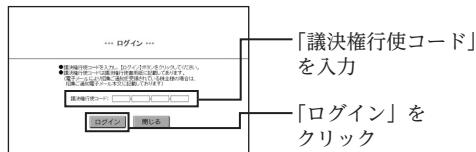
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益及び雇用環境の改善が続く中、景気は穏やかに回復を示すものの、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動、資源エネルギー価格の高騰など、留意が必要な状況です。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える出国日本人数につきましては、2025年通年では前年比13.3%増の14,731千人と前期比で増加しております（日本政府観光局（JNTO）調べ、12月分のJNTO推計値を含む）。

海外からの訪日外客数については、2025年通年では前年比15.8%増の42,683千人となり、過去最高であった2024年の36,870千人を580万人以上上回り、年間過去最高を更新しました（日本政府観光局（JNTO）調べ、11、12月分のJNTO推計値を含む）。

医療アシスタンス事業の売上高は、海外大手損害保険会社から海外旅行保険に付帯するアシスタンス業務を受託したこと、厚生労働省から受託しました「令和6年度EMIS（広域災害・救急医療情報システム）代替サービス事業」及び「令和7年度EMIS（広域災害・救急医療情報システム）サービス事業」等の売上を計上したことにより、前期比で増加となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は3,714百万円（前期比27.7%増）と増収になりました。また、当連結会計年度の売上原価も、2,842百万円（前期比34.8%増）と増加し、販売費及び一般管理費は775百万円（前期比3.7%増）、営業利益は96百万円（前期比84.2%増）、経常利益は103百万円（前期比62.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は101百万円（前期比112.1%増）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

(医療アシスタンス事業)

(i) 海外旅行保険の付帯サービス

海外旅行保険の付帯サービスにつきましては、海外大手損害保険会社から海外旅行保険に付帯するアシスタンス業務を受託したことから、売上高は前期比で増加しました。

(ii) 法人向け医療アシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス

当社グループは医療アシスタンスサービスとセキュリティ・アシスタンスサービスの両サービスを企業・大学に提供しております。

法人向け医療アシスタンスサービスは、契約料金の見直し、企業の渡航対象人数の増加やインバウンドアシスタンスサービスの受注増加により売上高が前期比で増加し、安定的な収益源として寄与しております。

セキュリティ・アシスタンスサービスは、契約料金の見直しやセキュリティコンサルティング案件の受注増加等により、売上高が前期比で増加しました。

また、大学向けの留学生危機管理サービスにつきましても、契約料金の見直し、夏季休暇シーズンの留学生の増加やインバウンドアシスタンスサービスの契約増加により、売上高が前期比で増加しました。

(iii) 救急救命アシスタンス事業

救急救命アシスタンス事業は、民間企業が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が、病気や怪我人の対応を行う事業「EAJプロジェクトアシスト」です。

現場サイトでのプロジェクト事業が2024年10月で終了してはりましたが、2025年8月から業務が再開しております。期中からの再開のため、売上高は前期比で減少しておりますが、今後は売上増加を見込んでおります。

(iv) 国際医療事業（医療ツーリズム）

国際医療事業（医療ツーリズム）につきましては、地政学的リスクによる一部地域からの需要減退の影響を受けているものの、案件単価の適正化や新規顧客開拓により、売上高は前期比で堅調に推移しております。

訪日治療に対するニーズは依然として旺盛であり、特に高度医療や専門治療への需要が拡大を続けています。人間ドック市場については、市場構造の変化により従来型の標準的な健診サービスから、個別化されたプレミアム健診やウェルネスプログラムとの融合型サービスへとニーズがシフトしています。

こうした環境変化を成長機会と捉え、以下の取り組みを推進してまいります。まず、当社の強みである高度医療・専門治療のコーディネート機能をさらに強化します。加えて、予防医療の観点から、健康志向の高い富裕層向けに未病段階でのヘルスケア、ウエルエイジング、アンチエイジングなどのウェルネスサービスを拡充し、医療と観光を融合した滞在型プログラムの開発を進めます。事業体制面では、変化する市場ニーズに機動的に対応できる組織体制への刷新を図るとともに、国内の医療機関及び医師との連携を一層強化してまいります。

#### (v) 訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業

日本国内で外国人が病気や怪我など不測の事態が起こった場合の医療アシスタンスサービスの提供機会は、2025年度を通じて訪日外国人旅行者が高水準で推移し、医療手配需要が全体的に底上げされました。加えて、当社の主要な顧客基盤である欧州系クライアント（保険会社・アシスタンス会社）とのリレーションを強固に維持し、同地域からの渡航回復による案件増加を確実に捕捉できたことが業績を牽引しました。結果、取り扱いケース案件数、売上高ともに前期実績を大きく上回る結果となりました。

#### (vi) 官公庁受託事業（ワンストップ相談窓口）

厚生労働省や自治体より、外国人診療に関する相談窓口を運営し、医療機関向けの相談対応業務を実施しておりましたが、2025年4月以降の厚生労働省の事業を失注したため、売上高は前期比で減少しました。今後、地方自治体や医療機関との外国人患者受入に関する連携の一層の強化を目指します。

#### (VII) EMIS（広域災害・救急医療情報システム）サービス事業

厚生労働省から受託しました「令和6年度EMIS（広域災害・救急医療情報システム）代替サービス」及び「令和7年度EMIS（広域災害・救急医療情報システム）サービス事業」の売上を計上したことにより、売上高は前年比で増加しました。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は3,230百万円（前期比31.4%増）、セグメント利益は516百万円（前期比17.7%増）となりました。

### (ライフアシスタンス事業)

ライフアシスタンス事業につきましては、既存取引先におけるカード会員数の増加にともなう契約見直し等により、前期比で売上高が増加しました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は484百万円（前期比7.7%増）、セグメント利益は114百万円（前期比13.3%増）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、当社グループの経営基盤を強化するための設備投資を行いました。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	33,432千円
ライフアシスタンス事業	2,036千円
計	35,468千円
消去又は全社	1,435千円
合計	36,904千円

医療アシスタンス事業では、主に沖縄センター設置のための設備投資を行いました。

ライフアシスタンス事業では、主にライフアシスタンス業務における基幹業務システムの設備投資を行いました。

消去又は全社では、主に社内ネットワークシステムの設備投資を行いました。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

## (2) 連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2022年12月期)	第 21 期 (2023年12月期)	第 22 期 (2024年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	6,241,218	3,598,924	2,908,717	3,714,674
経 常 利 益 (千円)	729,653	181,276	63,791	103,575
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	500,052	119,981	48,025	101,886
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	198.50	47.63	19.06	40.44
総 資 産 (千円)	3,932,841	3,685,357	3,807,673	3,813,957
純 資 産 (千円)	1,605,847	1,713,934	1,803,223	1,887,310
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	624.46	663.30	697.06	737.90

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2022年12月期)	第 21 期 (2023年12月期)	第 22 期 (2024年12月期)	第 23 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	6,210,354	3,570,305	2,866,002	3,649,683
経 常 利 益 (千円)	700,196	153,038	21,858	93,670
当 期 純 利 益 (千円)	477,364	98,632	11,262	94,942
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	189.49	39.15	4.47	37.69
総 資 産 (千円)	3,606,013	3,274,132	3,331,473	3,295,181
純 資 産 (千円)	1,262,858	1,313,772	1,316,686	1,372,669
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	488.31	504.46	503.93	533.61

- (注) 1. 第20期は、医療アシスタンス事業の売上高は、海外旅行保険付帯の医療アシスタンスサービス等既存事業が出国日本人数や訪日外客数の増加傾向にともない、着実に回復の兆しが見られたこと、また厚生労働省から受託した「入国者等健康フォローアップセンター業務」及び東京検疫所から受託した「検疫手続確認センター業務」が売上増に大きく貢献したことなどから、前期比で増加しました。
2. 第21期は、医療アシスタンス事業の売上高は、訪日外客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に迫る戻りをみせ、出国日本人数は同水準には届いていないものの、足元では着実に回復の兆しが見られる中、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類（危険性の高い感染症）から5類（既知の感染症）に移行されたことから、その役割を終え、5月末をもって終了したため、前期比で減少しました。
3. 第22期は、訪日外客数が急回復を遂げ、年間過去最高を更新したものの、出国日本人数が足元では着実に回復しつつも2019年の水準には届いておらず、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が2023年5月末をもって終了した影響を補うまでには至らず、医療アシスタンス事業の売上高が減少したことにより、前期比で減少となりました。
4. 第23期は、海外大手損害保険会社から海外旅行保険に付帯するアシスタンス業務を受託したこと及び厚生労働省から受託しました「令和6年度EMIS（広域災害・救急医療情報システム）代替サービス事業」及び「令和7年度EMIS（広域災害・救急医療情報システム）サービス事業」等の売上を計上したことにより、医療アシスタンス事業の売上高が増加したことにより、前期比で増加となりました。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	150,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	250,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	165,000シンガポールドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	7,000,000タイバーツ	100.0% (5.7%)	医療アシスタンスサービスの提供
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	620,000カナダドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供

(注) 1.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社であります。

2.議決権比率の( )内の数値は間接所有割合を内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社の最大の強みである24時間運用のオペレーション体制で培った豊富な経験値と高度な専門知識およびヒューマンタッチのサービスと、生成AI導入という新たなテクノロジーを融合させた「次世代型エマージェンシーアシスタンス」の実現を目指します。

##### <優先的に対処すべき課題>

1. 中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現  
資本収益性を意識し、中長期的な企業価値向上に資する経営資源の適切な配分を行い、持続的成長を実現する
2. 事業ポートフォリオの最適化  
既存事業の収益力を強化するため、採算性改善が見込めない事業の統合、縮小や撤退を含めた抜本的な見直しを進めるとともに、顧客ニーズに基づいた商品ラインアップを拡充する  
これにより、収益構造の改善を実現し、資本効率と会社全体の収益性向上を図る
3. 業務プロセスの抜本的改革～業務品質の向上による事業拡大  
会社全体で業務プロセスを見直し、AI導入等DX化を積極推進、業務効率・採算性と働きやすさを大幅に改善、レベルアップしたサービス品質で既存事業を拡大する
4. 成長分野への戦略的資本投資  
EAJの強みを最大限に活かし、インバウンド事業をはじめとする成長が見込まれる事業領域や、新たなエマージェンシーアシスタンス分野への資本投資を行い、環境変化に強い成長ドライバーを育成することで、持続的成長を実現する収益体質の構築を目指す

##### <経営方針の実行方策>

1. 生成AIによる業務改革  
～AIイノベーションチームを社長室に設置し、生成AIツール導入による業務効率化とサービス品質向上を推進～
  - (1) 既存ビジネスの効率化・働き方改革
  - (2) オペレーションサービス品質の均一化・安定化
  - (3) AIによる新たな収益創出
2. インバウンド事業の拡大  
～インバウンド医療ツーリズムの拡大による収益の確保～
  - (1) 医療機関・医療者とのアライアンス構築・ネットワーク拡大
  - (2) メディカル・ヘルスケアサービスのラインナップ拡充

- (3) コーディネート力の強化および集客チャネルの拡大
- (4) 海外（特にアジア）におけるEAJ認知度向上
- 3. 顧客基盤拡大の積極展開
  - ～潜在的ニーズの発掘および顧客基盤の拡大～
  - (1) コーポレートアシスト（企業向け海外医療アシスタンスサービス）：プレミアムプラン検討・拡販
  - (2) OSSMA（留学生危機管理サービス）：留学生の多い私学等積極取組
  - (3) セキュリティアシスタンス（海外セキュリティ・リスク管理サービス）：セミナー、赴任前講習、訓練開催
  - (4) プロジェクトアシスト（救急救命アシスタンスサービス）：進行中プロジェクトの二期工事取組
  - (5) コンシェルジュサービス/ノンメディカル：クレジットカード業界の国際セキュリティ基準に準拠したセキュリティ体制を構築することにより、他社との差別化を図り、さらなるビジネス基盤の拡大を目指す
  - (6) 官公庁事業：インバウンド事業の経験値を基にした外国人対応政策関連の新規企画・立案・提言まで含めた新規案件の受託
- 4. 戦略的人的資本経営の推進
  - ～企業価値向上を実現する人材戦略の構築と、従業員エンゲージメントを高める人事制度改革の推進～
  - (1) 人事評価制度の仕組みの見直し
  - (2) 人材育成の施策
  - (3) 業績連動型報酬の導入

なお、今後の当社グループの経営・事業環境及び業績動向をしっかりと見極めつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状態

#### ① 取締役の状態（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 秀樹	営業部管掌
取締役	吉井 眞一	経理部管掌、営業開発部管掌、RMS部管掌、経営企画部管掌、IR室管掌、ネットワーク管掌、沖縄センター管掌、CRMソリューション部担当、クレームアドミニストレーション部担当、情報システム部担当、医療事業部担当、海外センター担当、総務人事部担当、クレームアドミニストレーション部長、総務人事部長
取締役	辛 鑫	中国センター董事兼総経理、国際医療事業部担当、EJC担当、EJC管理部長 北京協薬臨床薬理実験技術服务有限公司董事
取締役	安原 貴彦	トリニティ・テクノロジー株式会社社外取締役、株式会社丸運取締役監査等委員、株式会社UI銀行社外監査役、株式会社栗本鐵工所社外監査役、日本年金機構非常勤理事
取締役常勤監査等委員	土屋 聡美	
取締役監査等委員	井坂 俊達	井坂公認会計士事務所所長 システム・ロケーション株式会社監査役
取締役監査等委員	戸賀 智子	株式会社ASK Planning international 代表取締役、株式会社ASK MARKETING AGENCY代表取締役、ASK PLANNING株式会社代表取締役、ASK GROUP HOLDINGS 取締役社長

- (注) 1. 取締役 安原貴彦氏、取締役 監査等委員 井坂俊達氏及び戸賀智子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 監査等委員 井坂俊達氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2025年3月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、取締役監査等委員勝田和行氏及び三宅秀夫氏は辞任いたしました。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は取締役 安原貴彦氏、取締役 監査等委員 井坂俊達氏及び戸賀智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員を除く社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び管理職等の従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設定することにより、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」。）を決議しております。また、2022年4月20日開催の取締役会において、役員賞与に関する決定方針を追記する改訂を行っております。

また、当社では、社外取締役を含む取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「a.」から「e.」までについて同じ。）の報酬等は、固定報酬としての月例の基本報酬及び役員賞与並びに非金銭報酬等としてのストック・オプションにより構成される。なお、その割合については、役位、職責等を踏まえて、適宜、取締役会にて決定する。
- b. 月例の基本報酬の額は、月例の固定報酬のみとし、その額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会の決議により承認された年額150,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）の報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員給与の水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- c. 役員賞与は、当社の業績、社会情勢等を踏まえて支給の有無を決定するものとし、その額は、上記基本報酬と合わせて上記「b.」の報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責、在任年数、貢献度、当社の業績、財務状況及び従業員に対する賞与の額等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- d. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、ストック・オプションを付与する。なお、ストック・オプションは、当社の業績、社会情勢等を勘案して、都度、株主総会の決議を経た上で付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員に対して付与する水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- e. 当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例の基本報酬の額、役員賞与の額及びその支給時期、並びにストック・オプションの個数の決定とする。社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、適宜監督するものとする。

ロ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	55,800	55,800	-	-	6
(うち社外取締役)	(6,300)	(6,300)	(-)	(-)	(1)
取締役(監査等委員)	14,940	14,940	-	-	5
(うち社外取締役)	(4,800)	(4,800)	(-)	(-)	(4)
合 計	70,740	70,740	-	-	11
(うち社外役員)	(11,100)	(11,100)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の上記人員には無報酬の取締役1名は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記支給人員には、2025年3月27日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び取締役(監査等委員)2名(うち社外取締役2名)を含めております。
4. 業績連動報酬等の内容は賞与であります。業績連動報酬としての賞与については、「連結売上高」及び「連結経常利益」を主な指標としております。この理由は、業績伸長を図るための経営努力の結果を、最もよく反映する指標であると考えためであります。具体的には、各事業年度の連結売上高と連結経常利益の実績額等を基礎に、社会情勢、職責、貢献度等の定性的要素も加味し決定しております。なお、当事業年度の役員報酬の指標とした連結売上高は3,714百万円、連結経常利益は103百万円でした。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、当期の費用計上額を記載しております。新株予約権の割当ての際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。
6. 監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、5名です。
7. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
8. 取締役会は、代表取締役社長山本秀樹に対し監査等委員でない各取締役の基本報酬の額、役員賞与の額及びその支給時期、並びにストック・オプションの個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 安原貴彦氏は、トリニティ・テクノロジー株式会社社外取締役、株式会社丸運取締役監査等委員、株式会社UI銀行社外監査役、株式会社栗本鐵工所社外監査役及び日本年金機構非常勤理事であります。

取締役監査等委員 井坂俊達氏は、井坂公認会計士事務所所長及びシステム・ロケーション株式会社監査役であります。

取締役監査等委員 戸賀智子氏は株式会社ASK planning International 代表取締役、株式会社ASK MARKETING AGENCY代表取締役、ASK PLANNING株式会社代表取締役及びASK GROUP HOLDINGS取締役社長であります。

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要

会社における地位及び氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
<p style="text-align: center;">取締役 安原 貴彦</p>	<p>2025年3月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。 代表取締役社長等の要職を歴任してきた経験と、経営管理及び営業に関する豊富な経験と見識を活かした専門的な観点から経営全般や営業に関する発言を適宜行っております。</p>
<p style="text-align: center;">取締役 監査等委員 井坂 俊達</p>	<p>2025年3月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。 公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、2025年3月27日就任以降に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。</p>
<p style="text-align: center;">取締役 監査等委員 戸賀 智子</p>	<p>2025年3月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。 複数の会社の取締役を歴任するなど、経営全般に対して豊富な実務経験に基づく専門知識を活かし、経営全般に関する発言を適宜行っております。 また、2025年3月27日就任以降に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。 監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。</p>

## ⑥ 執行役員制度

当社は、2022年3月25日開催の第19回定時株主総会終結後より、執行役員制度を導入いたしました。現在の執行役員は6名で、上席執行役員経営企画部・I R室担当（兼）経営企画部長（兼）I R室長 工藤信幸、執行役員営業開発部担当（兼）営業開発部長 麻田万奈、執行役員ネットワーク担当 高畑知美、執行役員経理部担当（兼）経理部長 今津邦博、執行役員海外センター統括（兼）沖縄センター長 富田勝彦、執行役員RMS部担当（兼）RMS部長 中村佳恵で構成されております。

執行役員制度の導入に伴い、代表取締役社長及び執行役員を構成員とする執行役員会を設置し、機動的な業務執行の実現を図っております。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため、取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 (再任)	やまもと ひでき 山本 秀樹 (1964年7月26日)	1987年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券） 入社 北京駐在員事務所長、海外業務室 課長、公共法人部課長等 2004年1月 株式会社東京証券取引所入社 上場部新 規上場サポート室シニアアドバイザー、 北京駐在員事務所長、上場部上場推進室 企画統括役 2011年5月 SMBC日興証券（香港）有限公司入社 Executive Director、Corporate Business Development 2019年9月 Shenwan Hongyuan Securities(Hong Kong)Ltd.入社 Managing Director、 Business Development of Japan 2024年8月 当社入社顧問 2025年3月 当社代表取締役社長（現任） 2025年12月 営業部管掌（現任）	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 国内外の投資銀行や株式会社東京証券取引所の上場部新規上場サポート室等の要職を歴任してきた経験と経営管理に関する豊富な知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (再任)	よし い しん いち 吉 井 眞 一 (1969年7月9日)	2003年2月 当社入社 メディカルオペレーション部 2006年7月 クレームアドミニストレーション部長 2012年4月 内部統制室長 2013年4月 管理部長 2018年8月 CRMソリューション部長 2019年3月 当社取締役(現任)、CRMソリューション部担当、インシュアランスクレームアシスタンス部担当 2019年7月 クレームアドミニストレーション部長 2020年3月 クレームアドミニストレーション部担当(現任) 2021年1月 情報システム部担当(現任) 2023年5月 クレームアドミニストレーション部長(現任) 2024年3月 常務取締役、経理部管掌(現任) 2024年8月 総務人事部担当(現任) 2025年3月 営業部管掌、営業開発部管掌(現任)、RMS部管掌(現任)、経営企画部管掌(現任)、IR室管掌(現任)、ネットワーク管掌、医療事業部担当(現任)、海外センター担当(現任) 2025年6月 総務人事部長(現任) 2025年12月 沖縄センター管掌(現任) 2026年1月 CRMソリューション部管掌(現任)	4,300株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社のクレームアドミニストレーション部長、CRMソリューション部長、管理部長などを歴任し、豊富な実務経験と実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3 (再任)	<p style="text-align: center;">しん しん 辛 鑫 (1981年6月17日)</p>	<p>2003年6月 みずほコーポレート銀行大連支店入社 営業担当</p> <p>2009年4月 株式会社S Kカーボン入社 営業担当</p> <p>2014年7月 当社入社 国際医療事業部</p> <p>2017年8月 当社中国センター国際医療事業部長</p> <p>2021年9月 ボイシア合同会社代表</p> <p>2022年7月 株式会社シンラン代表取締役</p> <p>2024年7月 北京協業臨床薬理実験技術服务有限公司 董事 (現任)</p> <p>2025年3月 当社取締役 (現任)、国際医療事業部担 当 (現任)、E J C担当 (現任)</p> <p>2025年5月 E J C董事長兼総経理 (現任)</p> <p>2025年7月 E J C管理部長 (現任)</p> <p>2026年1月 ネットワーク管掌 (現任)</p>	31,400株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>当社の国際医療事業部で医療コーディネート全般に従事するとともに新商品開発、提携病院開拓、Agentネットワークの構築に尽力。また当社の中国現地法人の国際医療事業部長として部署の立ち上げ、人材育成、営業開発等の豊富な実務経験と医療ツーリズムに関する実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4 (再任) (社外) (独立)	やす ほら たか ひこ 安 原 貴 彦 (1963年4月16日)	1986年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2014年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執 行役員国際業務部長 2016年4月 同社常務執行役員東アジア地域本部長 2019年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取営業統括 役員 2020年4月 同行取締役副頭取業務執行統括補佐 2021年4月 みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株 式会社代表取締役社長 2025年3月 当社社外取締役(現任) 2025年5月 トリニティ・テクノロジー株式会社社外取 締役(現任) 2025年6月 株式会社丸運取締役監査等委員(現任) 2025年6月 株式会社UI銀行社外監査役(現任) 2025年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役(現任) 2026年1月 日本年金機構非常勤理事(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>株式会社みずほ銀行とその関連会社において代表取締役社長等の要職を歴任してきた経験と、経営管理及び営業に関する豊富な経験と見識を有しており、当該知見を活かした専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うこと、及び客観的・中立的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督等を担う役割を期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5 (新任)	じょ こう たく 徐 宏 沢 (1996年6月2日)	2018年10月 China AMC Hong Kong Limited入社 Equity Analyst 2022年3月 EPS Creative Health Technology Group Assistance to COO 2023年4月 Sino Biopharmaceutical Group Assistance to CEO 2025年12月 同社顧問 (現任)	171,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>海外の投資運用会社における業務経験と医療関連会社及び製薬会社での経営者に対する経営管理面でのサポートを行ってきた経験と実績により、幅広い知見を有していることを考慮し、取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安原貴彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、安原貴彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、安原貴彦氏の再任が承認された場合には、同氏との間で締結している会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の、事業報告(16頁)に記載のとおりであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 (新任)	ちよ たか あき 千代 隆 明 (1971年6月25日)	1995年7月 World Access,Inc.(現Allianz Global Assistance)入社 2005年12月 当社入社 EJS代表取締役社長 2007年6月 EJC董事兼総経理 2013年3月 当社取締役、ネットワーク部担当、ネットワーク部長 2014年2月 N事業部門担当、国際医療事業部長 2014年3月 当社国際プロジェクト事業部長 2016年3月 インバウンド戦略・体制整備担当 2018年3月 EJC董事兼総経理 2018年8月 当社ネットワーク部長 2020年4月 EJC董事兼総経理 2021年7月 EJCAセンター長	10,400株
<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> シンガポールセンター代表取締役社長、中国センター董事兼総経理、当社取締役、カナダセンター長などの要職を歴任し、当社の事業内容及び業務運営に精通していることから、取締役の職務執行を監督し、適切かつ実効性の高い監査を行い、経営の透明性及び健全性を確保する役割を果たすことが可能であると判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (再任) (社外) (独立)	井 坂 俊 達 (1969年11月12日)	1990年11月 井上斎藤監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1994年 4月 公認会計士登録 1996年 9月 メリルリンチ証券会社東京支店（現BofA証券株式会社）入社 2000年 5月 井坂公認会計士事務所所長（現任） 2002年10月 大成再保険株式会社監査役 2004年10月 Taisei Reinsurance Bermuda Limited Chairman & President 2005年 1月 システム・ロケーション株式会社監査役 （現任） 2025年 3月 当社社外取締役監査等委員（現任）	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>公認会計士として監査法人での業務経験や証券会社での業務経験に基づく企業会計に関する専門的な知識を有しており、特に財務・会計等の専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を担う役割を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 (再任) (社外) (独立)	戸賀智子 (1974年9月12日)	1996年4月 野村證券大阪支店入社 1999年4月 株式会社ASK PLANNING CENTER入社 (現ASK GROUP HOLDINGS株式会社) 2008年3月 同社取締役 2016年6月 株式会社ASK BUSINESS MANAGEMENT 取締役(現株式会社 ASK MARKETING AGENCY) 2019年8月 ASK PLANNING株式会社取締役 2019年11月 株式会社ASK planning international 代表取締役(現任) 2024年6月 株式会社ASK MARKETING AGENCY 代表取締役(現任) 2024年6月 ASK PLANNING株式会社代表取締役 (現任) 2024年6月 ASK GROUP HOLDINGS取締役社長 (現任) 2025年3月 当社社外取締役監査等委員(現任)	37,400株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 50年以上の歴史を持つ企業グループにおいて複数の会社の取締役を歴任するなど、経営全般に対して豊富な実務経験を有することから多角的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を担う役割を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井坂俊達氏及び戸賀智子氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、井坂俊達氏及び戸賀智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、井坂俊達氏及び戸賀智子氏の再任が承認された場合には、両氏との間で締結している会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

す。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（16頁）に記載のとおりであります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年3月27日開催の第21回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された岡野秀章氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

候補者の岡野秀章氏は監査等委員である社外取締役の補欠であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おかのひであき 岡野秀章 (1969年5月19日)	1993年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1998年8月 大阪ガス株式会社入社 2008年7月 岡野公認会計士事務所所長(現任) 2008年12月 SHO-BI株式会社(現 粧美堂株式会社) 監査役 2015年12月 同社 取締役(監査等委員) 2024年8月 阪急阪神リート投資法人 監督役員(現任)	200株

#### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

公認会計士及び税理士の資格を保有し、企業会計等に関する専門的な知識、豊富な企業監査の実績及び上場企業の監査等委員である取締役としての経験を有していることから、特に財務・会計・税務等の専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をする役割を期待されており、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 岡野秀章氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 岡野秀章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、岡野秀章氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
4. 岡野秀章氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告(16頁)に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の業務執行を担う取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に對する報酬等のうち株式会社の募集新株予約権に該当し、また、その額が確定していないため、2016年3月25日開催の定時株主総会において監査等委員でない取締役は年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいた確定金額報酬とは別枠の報酬等として、その具体的な算定方法及び内容につきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

また、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、各取締役への支給時期及び配分については、取締役会に一任願いたいと存じます。

#### 記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の取締役の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。
2. 新株予約権の割当てを受ける者  
割当日において、当社に在任する取締役
3. 新株予約権の割当日  
本株主総会の日から1年以内の一定の日

#### 4. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の数

400個を上限とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、後述(3)①に定める目的となる株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数についても同様の調整を行う。

##### (2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないこととし、無償で発行する。

##### (3) 新株予約権の内容

###### ①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式40,000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）を上限とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

###### ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(3)①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

### ③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日から2年を経過した日を始期として2036年2月29日まで

### ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ⑥新株予約権の行使の条件

- i 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役の地位を有していることを要する。任期満了による退任はこの限りではない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができない。

#### ⑦新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転についての株式移転計画書、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書又は新設分割計画書の議案について株主総会の承認決議がなされた場合には、当社は、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合には取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

#### ⑧組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の行使の条件  
上記⑥に準じて決定する。
  - リ 新株予約権の取得事由  
上記⑦に準じて決定する。
  - ヌ 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨新株予約権の行使により発生する端数の切捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- ⑪その他の細目事項  
本新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

#### 5. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する本新株予約権の額は、割当日における本新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てられる本新株予約権の総数を乗じた額といたします。本新株予約権の公正価額は、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価した価額といたします。

#### 6. 新株予約権の付与を相当とする理由

本新株予約権は、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として割り当てられるストック・オプションであります。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本新株予約権の行使に際しての払込金額は、割当てに係る取締役会決議日時点の当社株式の時価（割当日の終値）以上の水準とすること、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は、1.59%とその希釈化率は軽微であることから、取締役会は本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

以 上